

## 北いわて縁むすび応援事業企画提案実施要領

### 1 目的

結婚支援は県全体の課題であり、結婚を望む男女の出会いの場づくりを“いきいき岩手”結婚サポートセンター（以下「i-サポ」という。）の機能を活用し、圏域の枠を越えて実施することにより、参加者の募集効果を高め、多様な参加者が集うことでマッチングの可能性を高めていくとともに、婚活イベントを通じ、参加者の婚活への意識を高めることを目的とする。

### 2 委託業務の概要

- (1) 業務名  
北いわて縁むすび応援事業業務委託
- (2) 業務内容  
北いわて縁むすび応援事業実施業務委託仕様書(資料2)のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 委託契約額の上限  
1,939,000円以内(税込)

### 3 企画提案の資格要件

提案に当たっては、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
  - ア 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。
  - イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
- (2) 本業務の実施について、県北広域振興局の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 企画提案書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

#### 4 企画提案の手続き

- (1) 担当部署  
岩手県北広域振興局保健福祉環境部企画管理課  
住所：〒028-8042 岩手県久慈市八日町1-1  
電話：0194-53-4987 FAX：0194-52-3919  
電子メールアドレス：BK0002@pref.iwate.jp
- (2) 実施要領等に関する質問の受付及び回答
  - ア 受付期間  
令和5年4月27日(木)から令和5年5月9日(火)午後5時まで
  - イ 受付方法  
別紙様式「実施要領等に関する質問票」に記入し、電子メールにより担当部署に提出すること。
  - ウ 回答方法  
受け付けた質問は、取りまとめの上、令和5年5月11日(木)までに岩手県公式ホームページ(<http://www.pref.iwate.jp>)に掲載する。
- (3) 企画提案書の作成  
企画提案者は、業務委託仕様書に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書を作成する。
  - ア 具体的な実施内容及び実施方法
  - イ 作業、事業実施スケジュール及び業務実施体制
  - ウ 効果的な広告宣伝方法
- (4) 積算内訳書の作成  
企画提案書のほか、本業務の実施に要する経費の内訳(項目、数量、単価、金額、税等)を明らかにした積算内訳書を作成し、提出すること。
- (5) 企画提案書等の提出
  - ア 提出部数  
企画提案書及び積算内訳書 各5部
  - イ 提出期限、提出先及び提出方法  
令和5年5月18日(木)午後5時〔必着〕  
担当部署に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、配達証明付書留郵便とすること。
  - ウ その他  
提案は1者につき1提案とし、複数提案は不可とするとともに、企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、所有者、保有者等から承諾を得ること。  
また、一度提出した企画提案書等は、これを書き替え、引き換え、又は撤回することはできないこと。
- (6) 企画提案の無効  
上記3の要件を満たさない者からの企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案
  - イ 民法(明治29年法律第89号)第90条違反(公序良俗違反)に該当する企画提案

- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない企画提案
- エ 上記2(4)の委託料の上限額を超えた企画提案
- オ その他、本企画提案に関する条件に違反した企画提案

## 5 受託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 受託候補者の選考方法  
企画提案は、企画提案審査要領(資料3。以下「審査要領」という。)に基づき審査する。
- (2) 受託候補者の決定
  - ア 審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定するが、受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容について、協議、調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結する。
  - イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各提案者に郵送により書面で通知する。
  - ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

## 6 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否  
要
- (2) 契約保証金  
会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。
- (3) 企画提案書の位置付け  
企画提案書に記載された事項に沿って上記5(2)アに定める契約内容についての協議、調整を行い、仕様を確約し契約を締結する。

## 7 公正な企画提案の確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他者と提案内容等について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、受託候補者選定前に、他者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は、不穏な行動をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと判断されるときは、企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 その他

- (1) 提出書類の取扱
  - ア 県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属することとし、提出書類は返却しない。

イ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、原則として企画提案者が負う。

(2) 企画提案に要する経費

企画提案に要する経費については、全て企画提案者が負担するものとする。

(3) 本件業務委託手続の停止措置

本事業は、審査要領2(5)に定める場合、その他本事業の執行が困難となった場合にあっては、本件業務委託手続について、停止の措置を行うことがある。

スケジュール (予定)

令和5年5月9日(火) 午後5時	実施要領等に関する質問の受付期限
5月11日(木)	実施要領等に関する質問の回答期限
<b>5月18日(木) 午後5時</b>	<b>企画提案書等の提出期限</b>
5月下旬	企画提案選考委員会
5月下旬	契約締結